

新旧対照表

## 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）

新	旧
海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて	海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
第 2 章 貨物管理	第 2 章 貨物管理
<u>第 1 節 他所蔵置許可申請等</u>	<u>第 1 節 他所蔵置場所の登録</u>
<u>(他所蔵置の許可の申請)</u>	<u>(他所蔵置場所の登録等)</u>
<p>1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、前章第3節3 - 1（積荷目録の提出）又はこの章第4節4 - 1(1)（輸入貨物の搬入確認）等の規定により貨物の品名、個数、記号等の必要事項が海上システムに登録されている貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、当該貨物について、法第24条第1項（指定地外における貨物の積卸し）の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者に指定地外における貨物の積卸しの許可の申請と一括して行わせることができる。</p>	<p>1 - 1 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）通関業者その他の海上システムを利用する者（この節において「システム利用者」という。）が、前章第3節3 - 1（積荷目録の提出）又はこの章第4節4 - 1(1)（輸入貨物の搬入確認）等の規定により貨物の品名、個数、記号、番号等の必要事項が海上システムに登録されている貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、法第30条第1項第2号（税関長の許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により当該貨物を保税地域以外の場所に置くことの許可（以下この項において「他所蔵置許可」という。）を受け、当該許可を受けた保税地域以外の場所（以下「他所蔵置場所」という。）において、引き続き海上システムを使用して輸出入申告等の税関手続を行おうとする場合の手續は、次による。</p> <p>(1) システム利用者が他所蔵置許可の申請を行おうとする場合は、当該申請を行う税関官署の保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」（税関様式C - 3000号）を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)により他所蔵置許可の申請を受けた保税担当部門において、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p>
<u>(審査区分選定及び関係書類の提出等)</u>	

新旧対照表

新	旧
<p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>(1) 簡易審査扱い(区分1)となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」(別紙様式M-245号)を出力することができる。</p> <p>(2) 書類審査扱い(区分2)となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関官署の保税担当部門及び申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため関係書類を提出させることにより審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略させて差し支えない。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。</p> <p>(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)</p> <p>1 - 3 海上システムに参加している保税地域(以下「システム参加保税地域」という。)の被許可者、通関業者その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式C-3000号)を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他</p>	

新旧対照表

新	旧
<p><u>所蔵置場所の登録を行うものとする。</u></p> <p><u>(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)</u></p> <p><u>1 - 4 申請者が、この節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信させるとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</u></p> <p><u>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。</u></p> <p><u>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</u></p> <p><u>(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)</u></p> <p><u>1 - 5 申請者が、この節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</u></p> <p><u>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請せるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 見本の一時持出しの許可申請</b></p> <p><u>(見本の一時持出しの許可申請)</u></p> <p><u>2 - 1 見本の一時持出しの許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が、システム参加保税地域又は前節1 - 1(他所蔵</u></p>	
	<p style="text-align: center;"><b>第2節 見本の一時持出しの許可申請</b></p> <p><u>(見本の一時持出しの許可申請)</u></p> <p><u>2 - 1 見本の一時持出しの許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が、システム参加保税地域又は前項の規定により海</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>置の許可の申請)若しくは1 - 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定による他所蔵置場所(以下「システム参加保税地域等」という。)に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して見本持出許可申請を行う場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(見本の一時持出しに係る搬出確認)</p> <p>2 - 6 この節2 - 1(見本の一時持出しの許可申請)又は2 - 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により見本持出許可を受けた外国貨物を保税地域から搬出する場合、当該貨物を<u>蔵置しているシステム参加保税地域等</u>の被許可者又は貨物管理者(以下「倉主等」という。)が行う搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る見本持出許可書又はこの節2 - 2(審査区分選定及び関係書類の提出等)の規定により当該システム参加保税地域に配信される「見本持出許可貨物情報」等を対査確認することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、見本持出許可が海上システムを使用して行われた場合において、倉主等が当該貨物の搬出を確認したときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「見本持出確認登録」を行わせるものとする。</p>	<p><u>上システムに登録された他所蔵置場所に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して見本持出許可申請を行う場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(見本の一時持出しに係る搬出確認)</p> <p>2 - 6 この節2 - 1(見本の一時持出しの許可申請)又は2 - 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により見本持出許可を受けた外国貨物を保税地域から搬出する場合、当該貨物を<u>蔵置しているシステム参加保税地域等</u>の被許可者又は貨物管理者(以下「倉主等」という。)が行う搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る見本持出許可書又はこの節2 - 2(審査区分選定及び関係書類の提出等)の規定により当該システム参加保税地域に配信される「見本持出許可貨物情報」等を対査確認することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、見本持出許可が海上システムを使用して行われた場合において、倉主等が当該貨物の搬出を確認したときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「見本持出確認登録」を行わせるものとする。</p>
第4節 輸出入貨物の搬出入関係	第4節 輸出入貨物の搬出入関係
<p>(輸入貨物の搬出手続)</p> <p>4 - 1 <u>システム参加保税地域等における輸入貨物(仮陸揚貨物及び積戻し貨物を含む。以下この章において同じ。)の搬出手続は、次により行わせるものとする。</u></p> <p>(1) 搬入手続</p> <p>  輸入貨物の搬入確認</p> <p>    輸入貨物を<u>システム参加保税地域等</u>に搬入する場合に行う倉主等の搬入確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等)をいう。以下この章において同じ。)又は当該貨物が海上システムを使用して保税運</p>	<p>(輸入貨物の搬出手続)</p> <p>4 - 1 <u>システム参加保税地域における輸入貨物(仮陸揚貨物及び積戻し貨物を含む。以下この章において同じ。)の搬出手続は、次により行わせるものとする。</u></p> <p>(1) 搬入手続</p> <p>  輸入貨物の搬入確認</p> <p>    輸入貨物を<u>システム参加保税地域</u>に搬入する場合に行う倉主等の搬入確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等)をいう。以下この章において同じ。)又は当該貨物が海上システムを使用して保税運</p>

新旧対照表

新	旧
<p>送の承認がされた場合に、当該システム参加保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が当該搬入確認を終了したときは、原則として、速やかに当該貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬入確認登録」を行わせるものとする。</p> <p><b>事故貨物の取扱い</b></p> <p><u>システム参加保税地域等に搬入される外国貨物について、倉主等が外装の破損、品名の相違、数量の過不足等を発見した場合は、上記により搬入確認登録を行う際に、「事故コード」欄に該当する事故コードを入力させるものとする。</u></p> <p>なお、搬入される貨物が搬入関係書類に記載され、又は貨物情報に登録されている品名又は数量と相違している場合、重大な損傷又はこれに準ずる異常がある場合は、搬入確認登録の際に「事故税関通知識別コード」欄に「Z」を入力させるものとする。この場合において、当該保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門（以下の節及び次節において「保税担当部門」という。）に「事故貨物通知情報」が配信されるので、当該通知情報の配信を受けた保税担当部門は、立会いにより当該事故貨物の状況を確認する等必要な措置を講じた上で、海上システムに事故貨物の確認の旨を入力し、送信するものとする。</p> <p><b>危険貨物等の取扱い</b></p> <p><u>システム参加保税地域等に搬入される外国貨物が麻薬、銃砲刀剣類等の危険貨物等である場合は、倉主等が上記により搬入確認登録を行う際に、「危険貨物等コード」欄に該当する危険貨物等コードを入力し、送信させるものとする。この場合において、危険貨物等の内容に応じ、必要な場合には、保税担当部門に「危険貨物等通知情報」が配信されるので、当該配信がされたときは、当該保税担当部門は、立会いにより当該危険貨物等の内容を確認する等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>貨物情報の訂正</b></p> <p><u>システム参加保税地域等において倉主等が事故貨物を発見したと</u></p>	<p>の承認がされた場合に、当該システム参加保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が当該搬入確認を終了したときは、原則として、速やかに当該貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬入確認登録」を行わせるものとする。</p> <p><b>事故貨物の取扱い</b></p> <p><u>システム参加保税地域の倉主等が、搬入される外国貨物について外装の破損、品名の相違、数量の過不足等を発見した場合は、上記により搬入確認登録を行う際に、「事故コード」欄に該当する事故コードを入力させるものとする。</u></p> <p>なお、搬入される貨物が搬入関係書類に記載され、又は貨物情報に登録されている品名又は数量と相違している場合、重大な損傷又はこれに準ずる異常がある場合は、搬入確認登録の際に「事故税関通知識別コード」欄に「Z」を入力させるものとする。この場合において、当該保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門（以下の節及び次節において「保税担当部門」という。）に「事故貨物通知情報」が配信されるので、当該通知情報の配信を受けた保税担当部門は、立会いにより当該事故貨物の状況を確認する等必要な措置を講じた上で、海上システムに事故貨物の確認の旨を入力し、送信するものとする。</p> <p><b>危険貨物等の取扱い</b></p> <p><u>システム参加保税地域に搬入される外国貨物が麻薬、銃砲刀剣類等の危険貨物等である場合は、倉主等が上記により搬入確認登録を行う際に、「危険貨物等コード」欄に該当する危険貨物等コードを入力し、送信させるものとする。この場合において、危険貨物等の内容に応じ、必要な場合には、保税担当部門に「危険貨物等通知情報」が配信されるので、当該配信がされたときは、当該保税担当部門は、立会いにより当該危険貨物等の内容を確認する等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>貨物情報の訂正</b></p> <p><u>システム参加保税地域の倉主等が事故貨物を発見したときは、当</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>きは、当該倉主等に上記により事故貨物情報を入力し、送信させるとともに、事故貨物の内容によっては、海上システムを使用して当該貨物の貨物情報の内容を呼び出し、訂正事項の内容を海上システムに入力し、送信することにより「貨物情報訂正」を行わせるものとする。</p> <p>搬入関係書類の税関への提出の省略</p> <p><u>システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が上記に規定する「搬入確認登録」を行った場合には、当該搬入関係書類の税関への提出を要しないものとする。</u></p> <p>(2) 搬出手続</p> <p>輸入貨物の搬出確認</p> <p>輸入貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合（下記の場合を除く。）に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類（保税地域から出すことにつき必要とされる許可又は承認等に係る許可書又は承認書等をいう。以下この節において同じ。）又は当該貨物が海上システムを使用して保税運送承認がされた場合に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」を行わせるものとする。</p> <p>海上システムにより輸入許可等を受けた貨物の取扱い</p> <p>システム参加保税地域に置かれている外国貨物について、海上システムを使用して輸入許可又は輸入許可前引取承認がされた場合は、海上システムから「輸入許可貨物情報」又は「輸入許可前貨物引取承認貨物情報」が当該保税地域に配信されるので、当該貨物と当該貨物情報とを対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域等から当該貨物が搬出される場合は、倉主等が当該貨物の貨主又はこれに代わる者からの輸入許可書又は輸入許可前引取承認書の提出を求めるることは要しないが、当該貨物に係る「輸入許可貨物情報」等海上システムから配信される貨物情</p>	<p>該倉主等に上記により事故貨物情報を入力し、送信させるとともに、事故貨物の内容によっては、海上システムを使用して当該貨物の貨物情報の内容を呼び出し、訂正事項の内容を海上システムに入力し、送信することにより「貨物情報訂正」を行わせるものとする。</p> <p>搬入関係書類の税関への提出の省略</p> <p><u>システム参加保税地域の倉主等が当該保税地域に外国貨物が搬入する際に、上記に規定する「搬入確認登録」を行った場合には、当該搬入関係書類の税関への提出を要しないものとする。</u></p> <p>(2) 搬出手続</p> <p>輸入貨物の搬出確認</p> <p>輸入貨物をシステム参加保税地域から搬出する場合（下記の場合を除く。）に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類（保税地域から出すことにつき必要とされる許可又は承認等に係る許可書又は承認書等をいう。以下この節において同じ。）又は当該貨物が海上システムを使用して保税運送承認がされた場合に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」を行わせるものとする。</p> <p>海上システムにより輸入許可等を受けた貨物の取扱い</p> <p>システム参加保税地域に置かれている外国貨物について、海上システムを使用して輸入許可又は輸入許可前引取承認がされた場合は、海上システムから「輸入許可貨物情報」又は「輸入許可前貨物引取承認貨物情報」が当該保税地域に配信されるので、当該貨物と当該貨物情報とを対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域から当該貨物が搬出される場合は、倉主等が当該貨物の貨主又はこれに代わる者からの輸入許可書又は輸入許可前引取承認書の提出を求めるることは要しないが、当該貨物に係る「輸入許可貨物情報」等海上システムから配信される貨物情</p>

新旧対照表

新	旧
<p>報により確認させる等適宜の方法により誤搬出のないよう努めさせるものとする。この場合において、輸入許可済のコンテナーを除き、「搬出確認登録」は要しないので、留意する。</p> <p>(輸出貨物の搬出手手続)</p> <p>4 - 2 <u>システム参加保税地域等</u>における輸出しようとする貨物（以下この章において「輸出未通関貨物」という。）積戻し貨物及び輸出の許可を受けた貨物（以下この章において「輸出許可済貨物」という。）の搬出手手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 搬入手続</p> <p>輸出未通關貨物又は輸出許可済貨物を<u>システム参加保税地域等</u>に搬入する場合に行う倉主等の搬入確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬入関係伝票又は通關業者が輸出未通關貨物に係る品名、個数、記号、番号等の必要事項の海上システムへの入力及び送信（以下この項において「輸出貨物情報登録」という。）をしたときに当該システム参加保税地域に配信される「輸出貨物登録情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬入確認を終了したときは、原則として、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより「搬入確認登録」を行わせるものとする。</p> <p>なお、搬入確認を行った輸出未通關貨物について、通關業者による「輸出貨物情報登録」が行われていない場合は、通關業者が当該登録を行った後、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより「搬入確認登録（輸出未通關）」を行わせるものとする。</p> <p>また、<u>システム参加保税地域等</u>に搬入される輸出未通關貨物又は輸出許可済貨物が事故貨物又は危険貨物等である場合は、前項(1) からの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) 搬出手続</p> <p>輸出許可済貨物を<u>システム参加保税地域等</u>から搬出する場合に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類又は当該貨物が海上システムを使用して輸出許可がされた場合に、当該システム参加保税地域に配信される「輸出許可貨物情報」等を対査して、</p>	<p>報により確認させる等適宜の方法により誤搬出のないよう努めさせるものとする。この場合において、輸入許可済のコンテナーを除き、「搬出確認登録」は要しないので、留意する。</p> <p>(輸出貨物の搬出手手続)</p> <p>4 - 2 <u>システム参加保税地域</u>における輸出しようとする貨物（以下この章において「輸出未通關貨物」という。）積戻し貨物及び輸出の許可を受けた貨物（以下この章において「輸出許可済貨物」という。）の搬出手手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 搬入手続</p> <p>輸出未通關貨物又は輸出許可済貨物を<u>システム参加保税地域</u>に搬入する場合に行う倉主等の搬入確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬入関係伝票又は通關業者が輸出未通關貨物に係る品名、個数、記号、番号等の必要事項の海上システムへの入力及び送信（以下この項において「輸出貨物情報登録」という。）をしたときに当該システム参加保税地域に配信される「輸出貨物登録情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬入確認を終了したときは、原則として、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより「搬入確認登録」を行わせるものとする。</p> <p>なお、搬入確認を行った輸出未通關貨物について、通關業者による「輸出貨物情報登録」が行われていない場合は、通關業者が当該登録を行った後、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより「搬入確認登録（輸出未通關）」を行わせるものとする。</p> <p>また、<u>システム参加保税地域</u>に搬入される輸出未通關貨物又は輸出許可済貨物が事故貨物又は危険貨物等である場合は、前項(1) からの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) 搬出手続</p> <p>輸出許可済貨物を<u>システム参加保税地域</u>から搬出する場合に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類又は当該貨物が海上システムを使用して輸出許可がされた場合に、当該システム参加保税地域に配信される「輸出許可貨物情報」等を対査して、当</p>

新旧対照表

新	旧
<p>当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」(「バンニング情報登録」又は「船積完了登録」を含む。)」を行わせるものとする。</p> <p>なお、貨物情報を有する輸出未通関貨物を輸出の許可を受けることなく<u>システム参加保税地域等</u>から引き取る場合は、「搬出確認登録（貨物引取り）」を行わせることとなるので、留意する。</p>	<p>該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」(「バンニング情報登録」又は「船積完了登録」を含む。)」を行わせるものとする。</p> <p>なお、貨物情報を有する輸出未通関貨物を輸出の許可を受けることなく<u>システム参加保税地域等</u>から引き取る場合は、「搬出確認登録（貨物引取り）」を行わせることとなるので、留意する。</p>
第6節 貨物取扱い関係	第6節 貨物取扱い関係
(他所蔵置場所における貨物取扱いの届出)	(他所蔵置場所における貨物取扱いの届出)
6 - 1 この章第1節1 - 1 (他所蔵置の許可の申請) 又は1 - 3 (貨物情報を有する貨物に係る書面申請) の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届情報」が当該届出を行った保税担当部門に配信されるので、必要に応じ、「貨物取扱（内容点検）届出確認書」(別紙様式M - 257号) 「貨物取扱（改裝・仕分け）届出確認書」(別紙様式M - 258号) 又は「貨物取扱（仕合せ）届出確認書」(別紙様式M - 259号) を出力するものとする。	6 - 1 海上システムに登録された他所蔵置場所に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届情報」が当該届出を行った保税担当部門に配信されるので、必要に応じ、「貨物取扱（内容点検）届出確認書」(別紙様式M - 257号) 「貨物取扱（改裝・仕分け）届出確認書」(別紙様式M - 258号) 又は「貨物取扱（仕合せ）届出確認書」(別紙様式M - 259号) を出力するものとする。
第3章 保税運送関係	第3章 保税運送関係
第2節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認	第2節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認
(保税運送貨物の発送手続)	(保税運送貨物の発送手続)
2 - 1 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、次による。	2 - 1 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手續は、次による。
(1) 発送地及び到着地が <u>システム参加保税地域等</u> である場合 「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」に「要確認」又は「要施封」	(1) 発送地及び到着地が <u>システム参加保税地域等</u> である場合（海上システムに登録された他所蔵置場所である場合を含む。）

新旧対照表

新	旧
<p>の表示がある場合には、貨物を発送する際に、保税担当部門に当該貨物と「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を提出させ、その貨物について発送の確認又は施封を受けさせるものとする。</p> <p>なお、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</p> <p>また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第4節4-1(2)（貨物の搬出手続）の規定により行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>（保税運送貨物の到着確認）</p> <p>2-2 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物が到着した場合の確認は、次による。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第4節4-1(1)（貨物の搬入手続）の規定により行わせるものとする。ただし、貨物情報を有しない貨物をコンテナ詰された状態で搬入を行う場合の到着確認は、下記(2)により行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4-1 海上システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、次による。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>貨物を運送する場合には、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達34の2-1（保税地域における事務処理）に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第4節4-1(2)（貨物の搬出手続）の規定により行わせるものとす</p>	<p>「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」に「要確認」又は「要施封」の表示がある場合には、貨物を発送する際に、保税担当部門に当該貨物と「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を提出させ、その貨物について発送の確認又は施封を受けさせるものとする。</p> <p>なお、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</p> <p>また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手續は、前章第4節4-1(2)（貨物の搬出手続）の規定により行わせるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>（保税運送貨物の到着確認）</p> <p>2-2 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物が到着した場合の確認は、次による。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第4節4-1(1)（貨物の搬入手続）の規定により行わせるものとする。ただし、貨物情報を有しない貨物をコンテナ詰された状態で搬入を行う場合の到着確認は、下記(2)により行わせるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4-1 海上システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、次による。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合（海上システムに登録された他所蔵置場所である場合を含む。）</p> <p>貨物を運送する場合には、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達34の2-1（保税地域における事務処理）に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手續は、前章</p>

新旧対照表

新	旧
<p>る。</p> <p>(2) 到着地が<u>システム参加保税地域等</u>でない場合 貨物を運送する場合には、「個別運送受付情報」を携行させるものとする。 なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、関税法基本通達63-24(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)の規定に準じて行わせるものとする。</p> <p>(個別運送貨物の到着確認)</p> <p>4 - 2 海上システムを使用して個別運送が行われた場合の到着確認は、次による。</p> <p>(1) 到着地が<u>システム参加保税地域等</u>である場合 貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第4節4 - 1(1)(貨物の搬入手続)の規定により行わせるものとする。</p> <p>(2) 到着地が<u>システム参加保税地域等</u>でない場合 貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、関税法基本通達63-24(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)の規定に準じて行わせるものとする。</p>	<p>第4節4 - 1(2)(貨物の搬出手続)の規定により行わせるものとする。</p> <p>(2) 到着地が<u>システム参加保税地域でない</u>場合 貨物を運送する場合には、「個別運送受付情報」を携行させるものとする。 なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手續は、関税法基本通達63-24(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)の規定に準じて行わせるものとする。</p> <p>(個別運送貨物の到着確認)</p> <p>4 - 2 海上システムを使用して個別運送が行われた場合の到着確認は、次による。</p> <p>(1) 到着地が<u>システム参加保税地域である</u>場合(海上システムに登録された他所蔵置場所である場合を含む。) 貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手續は、前章第4節4 - 1(1)(貨物の搬入手続)の規定により行わせるものとする。</p> <p>(2) 到着地が<u>システム参加保税地域でない</u>場合 貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手續は、関税法基本通達63-24(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)の規定に準じて行わせるものとする。</p>
<p>第4章 輸出通関関係</p> <p>第2節 輸出許可後の訂正</p> <p>(輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2 - 1 海上システムを使用して行う輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通關担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別区分コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行わせることとなる。</p> <p>なお、システムで行う輸出許可内容変更手続は、<u>システム参加保税地域等</u>で通關された貨物については、船積完了登録までに、<u>システム参加保税</u></p>	<p>第4章 輸出通關関係</p> <p>第2節 輸出許可後の訂正</p> <p>(輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2 - 1 海上システムを使用して行う輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別区分コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行わせることとなる。</p> <p>なお、システムで行う輸出許可内容変更手続は、<u>システム参加保税地域</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>地域等以外で通関された貨物については、出港予定日までに行わせることとするので、留意する。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p>	<p>（海上システムに登録された他所蔵置場所を含む。以下この項において同じ。）で通関された貨物については、船積完了登録までに、<u>システム参加保税地域以外</u>で通關された貨物については、出港予定日までに行わせることとするので、留意する。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p>
<u>第6節 予備審査制による申告</u>	<u>第6節 原本情報の訂正</u>
<p><u>（予備申告事項の登録）</u></p> <p><u>6 - 1 輸出申告又は積戻し申告</u>（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、この章第1節1-1（輸出申告事項の登録）の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力させるものとする。</p> <p><u>（予備申告）</u></p> <p><u>6 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第1節1-2（輸出申告）の規定に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（注）「予備申告の申告条件コード区分」</u></p> <p>申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード</p> <p>申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき（当該時刻が税関の執務時間外の場合は、翌開庁時間）に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時までに輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード</p> <p><u>（予備申告の受理）</u></p>	<p><u>（原本情報の訂正登録）</u></p> <p><u>6 - 1 海上システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。</u></p> <p><u>（予備申告事項の登録）</u></p> <p><u>6 - 1 輸出申告又は積戻し申告</u>（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、この章第1節1-1（輸出申告事項の登録）の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力させるものとする。</p> <p><u>（予備申告）</u></p> <p><u>6 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第1節1-2（輸出申告）の規定に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（注）「予備申告の申告条件コード区分」</u></p> <p>申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に</p>

新旧対照表

新	旧
<p>6 - 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「輸出予備申告控情報」又は「積戻し予備申告控情報」(以下この節においてこれらを「予備申告控情報」という。)が配信される。</p> <p>(審査区分)</p> <p>6 - 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い(区分1) 書類審査扱い(区分2) 又は検査扱い(区分3)に区分される。</p> <p>なお、簡易審査扱い(区分1)の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。</p> <p>(予備申告時の添付書類等の提出)</p> <p>6 - 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い(区分2) 又は検査扱い(区分3)となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させる。</p> <p>(予備申告の訂正)</p> <p>6 - 6 予備申告の訂正是、通関業者等にこの章第1節1 - 6(輸出申告の訂正)の規定に準じて予備申告の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。</p> <p>なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(審査終了の登録)</p> <p>6 - 7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い(区分2)となつものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。</p> <p>(検査の通知)</p> <p>6 - 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1 - 5(検査の指定)の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(輸出申告等)</p> <p>6 - 9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1 - 2(輸出申告)の規定に準じて行わせるものとする。</p> <p>なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等</p>	<p>通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード</p> <p>申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき(当該時刻が税関の執務時間外の場合は、翌開庁時間)に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時までに輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード</p> <p>(予備申告の受理)</p> <p>6 - 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「輸出予備申告控情報」又は「積戻し予備申告控情報」(以下この節においてこれらを「予備申告控情報」という。)が配信される。</p> <p>(審査区分)</p> <p>6 - 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い(区分1) 書類審査扱い(区分2) 又は検査扱い(区分3)に区分される。</p> <p>なお、簡易審査扱い(区分1)の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。</p> <p>(予備申告時の添付書類等の提出)</p> <p>6 - 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い(区分2) 又は検査扱い(区分3)となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させる。</p> <p>(予備申告の訂正)</p> <p>6 - 6 予備申告の訂正是、通関業者等にこの章第1節1 - 6(輸出申告の訂正)の規定に準じて予備申告の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。</p> <p>なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(審査終了の登録)</p> <p>6 - 7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い(区分2)となつものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。</p> <p>(検査の通知)</p> <p>6 - 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1 - 5</p>

新旧対照表

新	旧
<p>の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。 (輸出申告時の添付書類等の提出)</p> <p>6 - 10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節1 - 4(輸出申告時の添付書類等の提出)の規定に準じて、これを提出させるものとする。</p> <p>ただし、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となつた輸出申告等については、この節6 - 5(予備申告時の添付書類等の提出)又は6 - 6(予備申告の訂正)の規定により添付書類等を既に提出した場合であつて、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</p>	<p>(検査の指定)の規定に準じて行うものとする。 (輸出申告等)</p> <p>6 - 9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1 - 2(輸出申告)の規定に準じて行わせるものとする。</p> <p>なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。 (輸出申告時の添付書類等の提出)</p> <p>6 - 10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節1 - 4(輸出申告時の添付書類等の提出)の規定に準じて、これを提出させるものとする。</p> <p>ただし、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となつた輸出申告等については、この節6 - 5(予備申告時の添付書類等の提出)又は6 - 6(予備申告の訂正)の規定により添付書類等を既に提出した場合であつて、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</p>
<h3>第7節 原本情報の訂正</h3> <p>(原本情報の訂正登録)</p> <p>7 - 1 海上システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<h3>第5章 輸入通関関係</h3> <p>第4節 蔽入・移入・総保入承認申請及び展示等申告</p> <p>(蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録)</p> <p>4 - 1 蔽入承認、移入承認若しくは総保入承認又は展示等(以下「蔵入等承認」という。)の申請又は申告(以下「蔵入等承認申請等」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して蔵入等承認申請等を行う場合は、蔵</p>	<h3>第5章 輸入通関関係</h3> <p>第4節 蔽入・移入・総保入承認申請</p> <p>(蔵入・移入・総保入承認申請事項の登録)</p> <p>4 - 1 蔽入承認、移入承認又は総保入承認(以下「蔵入・移入・総保入承認」という。)の申請(以下「蔵入・移入・総保入承認申請」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して蔵入・移入・総保入承認申請を行う場合</p>

新旧対照表

新	旧
<p>入等承認申請等に先立ち、申請者、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力して蔵入等承認申請等に係る申請事項又は申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>(蔵入等承認申請等)</p> <p>4 - 2 通関業者等が海上システムを使用して蔵入等承認申請等を行う場合は、前項の規定により登録された申請事項又は申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信させることにより、又は事前に行われた前項の規定による申請事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び蔵入等承認申請等に係る申請番号等を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、蔵入等承認申請等に当たっては、この章第1節1 - 2（輸入申告）ただし書及びなお書の規定を準用する。</p>	<p>は、当該蔵入・移入・総保入承認申請に先立ち、申請者、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力して蔵入・移入・総保入承認申請に係る申請事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>(蔵入・移入・総保入承認申請)</p> <p>4 - 2 通関業者等が海上システムを使用して蔵入・移入・総保入承認申請を行う場合は、前項の規定により登録された申請事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信させることにより、又は事前に行われた前項の規定による申請事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び蔵入・移入・総保入承認申請に係る申請番号等を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、蔵入・移入・総保入承認申請に当たっては、この章第1節1 - 2（輸入申告）ただし書及びなお書の規定を準用する。</p>
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>4 - 3 蔵入等承認申請等が海上システムにより受理されたときは、蔵入等承認申請等について審査区分の選定等の処理が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった蔵入等承認申請等については、蔵入等承認申請等後直ちに蔵入等承認が行われ、通関業者等に「蔵入承認通知情報」「移入承認通知情報」若しくは「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通知情報」(以下この節において「蔵入等承認通知情報」という。)が配信される。</p> <p>(2) 審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった蔵入等承認申請等については、「蔵入承認申請控情報」「移入承認申請控情報」「総保入承認申請控情報」又は「展示等申告控情報」(以下「蔵入等承認申請等控情報」という。)が配信される。</p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>4 - 3 蔵入・移入・総保入承認申請が海上システムにより受理されたときは、当該蔵入・移入・総保入承認申請について審査区分の選定等の処理が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった蔵入・移入・総保入承認申請については、蔵入・移入・総保入承認申請後直ちに蔵入・移入・総保入承認が行われ、通関業者等に「蔵入承認通知情報」「移入承認通知情報」又は「総保入承認通知情報」(以下「蔵入・移入・総保入承認通知情報」という。)が配信される。</p> <p>(2) 審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった蔵入・移入・総保入承認申請については、「蔵入承認申請控情報」「移入承認申請控情報」及び「総保入承認申請控情報」(以下「蔵入・移入・総保入承認申請控情報」という。)が配信される。</p>
<p>(蔵入等承認申請等の際の関係書類等の提出)</p> <p>4 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は、「蔵入等承認申請等通知情報」)が配信されたときは、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る添付書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、この章第1節1 - 4</p>	<p>(蔵入承認申請時等の関係書類等の提出)</p> <p>4 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入・移入・総保入承認申請控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は「蔵入・移入・総保入承認通知情報」)が配信されたときは、当該配信された情報の蔵入・移入・総保入承認申請に係る添付書類等に蔵入・移入・総保入承認申請番号等を付記</p>

新旧対照表

新	旧																				
<p>(輸入申告時の関係書類等の提出)の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に(当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として1部追加して)提出させるものとする。</p>	<p>して、この章第1節1-4(輸入申告時の関係書類等の提出)の規定に準じて、これを蔵入・移入・総保入承認申請を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとし、次表の区分に該当する場合には、「蔵入・移入・総保入承認申請控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は「蔵入・移入・総保入承認通知情報」)を「蔵入・移入・総保入承認申請控」(審査区分が簡易審査扱いの場合は「蔵入・移入・総保入承認通知書」。以下の項において同じ。)として出力させ必要部数を併せて提出させるものとする。</p>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">税関控</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">保税通知用</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">託送用</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">合計部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>蔵入承認通知書</u>            又は  <u>蔵入承認申請控</u> </td><td style="padding: 5px;"> <u>運送兼用</u>            のもの   <u>上記以外</u>            のもの         </td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <input type="radio"/> </td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <input type="radio"/> </td><td style="padding: 5px; text-align: center;">           2             なし         </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>移入承認通知書</u>            又は  <u>移入承認申請控</u> </td><td style="padding: 5px;"> <u>運送兼用</u>            のもの   <u>上記以外</u>            のもの         </td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <input type="radio"/> </td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <input type="radio"/> </td><td style="padding: 5px; text-align: center;">           2             1         </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>総保入承認通知書</u>            又は  <u>総保入承認申請控</u> </td><td style="padding: 5px;"> <u>運送兼用</u>            のもの   <u>上記以外</u>            のもの         </td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <input type="radio"/> </td><td style="padding: 5px; text-align: center;">           —         </td><td style="padding: 5px; text-align: center;">           2             なし         </td></tr> </tbody> </table>	区分	税関控	保税通知用	託送用	合計部数	<u>蔵入承認通知書</u> 又は <u>蔵入承認申請控</u>	<u>運送兼用</u> のもの  <u>上記以外</u> のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2  なし	<u>移入承認通知書</u> 又は <u>移入承認申請控</u>	<u>運送兼用</u> のもの  <u>上記以外</u> のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2  1	<u>総保入承認通知書</u> 又は <u>総保入承認申請控</u>	<u>運送兼用</u> のもの  <u>上記以外</u> のもの	<input type="radio"/>	—	2  なし
区分	税関控	保税通知用	託送用	合計部数																	
<u>蔵入承認通知書</u> 又は <u>蔵入承認申請控</u>	<u>運送兼用</u> のもの  <u>上記以外</u> のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2  なし																	
<u>移入承認通知書</u> 又は <u>移入承認申請控</u>	<u>運送兼用</u> のもの  <u>上記以外</u> のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2  1																	
<u>総保入承認通知書</u> 又は <u>総保入承認申請控</u>	<u>運送兼用</u> のもの  <u>上記以外</u> のもの	<input type="radio"/>	—	2  なし																	
<p>(検査の指定)</p> <p>4-5 審査区分が検査扱い(区分3)となった蔵入等承認申請等に係る検査の指定については、この章第1節1-5(検査の指定)の規定を準用する。</p>	<p>(検査の指定)</p> <p>4-5 審査区分が検査扱い(区分3)となった蔵入・移入・総保入承認申請に係る検査の指定については、この章第1節1-5(検査の指定)の規定を準用する。</p>																				
<p>(蔵入等承認申請等の訂正)</p> <p>4-6 蔵入等承認申請等の後、蔵入等承認申請等に係る蔵入等承認までの間に申請内容又は申告内容に誤りがあったため訂正する場合の手続については、この章第1節1-6(輸入申告の訂正)の規定を準用する。</p>	<p>(蔵入・移入・総保入承認申請の訂正)</p> <p>4-6 蔵入・移入・総保入承認申請の後、当該蔵入・移入・総保入承認申請に係る蔵入・移入・総保入承認までの間に申請内容に誤りがあったため訂正する場合の手續については、この章第1節1-6(輸入申告の訂正)の規定を準用する。</p>																				

新旧対照表

新	旧
<p>(審査終了の登録)</p> <p>4 - 7 蔽入等承認申請等の審査終了の登録については、この章第1節1 - 7(審査終了の登録)の規定を準用する。</p> <p><u>この場合において、展示等申告に係る蔵入等承認申請等については、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨の登録を行うものとする。</u></p>	<p>(審査終了の登録)</p> <p>4 - 7 蔽入・移入・総保入承認申請の審査終了の登録については、この章第1節1 - 7(審査終了の登録)の規定を準用する。</p>

新旧対照表

新		旧	
( 別紙様式M - 115号 )		( 新設 )	
<b>他所蔵置許可申請控</b>			
区分	あて先税関	許可申請番号	申請年月日
<b>申請者</b>			
住所			
電話			
<b>輸出入者</b>			
住所			
貨物の区分	船舶	入港年月日	
<b>貨物管理番号</b>			
<b>品名</b>			
<b>品目番号</b>			
個数		重量	
申請期間	から	まで	
<b>他所蔵置場所</b>			
名称			
住所			
<b>申請事由</b>			
<b>記事（税関用）</b>			
<b>記事（申請者用）</b>			
<b>記事（その他）</b>			
積卸期間	から	まで	
<b>積卸場所</b>			
名称			

新旧対照表

新		旧	
( 別紙様式 M - 245 号 )		( 新設 )	
<b>他所蔵置許可通知書</b>			
区分	あて先税関	許可申請番号	申請年月日
<b>申請者</b>			
住所			
電話			
<b>輸出入者</b>			
住所			
貨物の区分	船舶	入港年月日	
<b>貨物管理番号</b>			
<b>品名</b>			
<b>品目番号</b>			
個数	重量		
申請期間	から	まで	
<b>他所蔵置場所</b>			
名称	指定コード		
住所			
<b>申請事由</b>			
記事（税関用）			
記事（申請者用）			
記事（その他）			
積卸期間	から	まで	
<b>積卸場所</b>			
名称			
〔税關通知欄〕			
関税法第30条第1項第2号の規定により、あなたが申請した貨物の他所蔵置を 許可します。			
<b>許可年月日</b>			

新旧対照表

新		旧	
展示等申告控		別紙様式M-313号 < I M P >	
代表者番	申告種別	区分	あて先税関 提出先 申告年月日 蔽置場所 申告番号 申告予定年月日
参加者 住所 電話 代理人 係課地域			通關士コード 一括申告 [ ]
仕出し 住所 電話			輸出の委託者
B/L番号(1) (4)	(2) (5)	(3)	貨物重量(グロス) 貨物重量(ネット)
貨物個数 貨物容積 貨物の記号等			
積載船(機)名 船(取)卸港 積出地 コンテナ扱い [ ] 航空貨物 [ ] 調査用符号			入港年月日
原産地証明 特惠用 [ ] 協定用 [ ] その他 [ ] 貿易管理令 [ ] 輸入承認正 [ ] 支払手筈等 [ ] 関税去70条開港許可承認(1) (2) (3) (4) (5) 動検			発送申告 [ ]
共通管理番号 輸入承認正番号等(1) (3) (5)			食品 植防
インボイス番号 インボイス価格 運賃 保健 通算金額 ベーシックPR合計			インボイス年月日 評価 補正 計算方式 [ ]
消費税有無 [ ]			たばこ登録

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">構成 枚 欄</p> <p>記事(税関用) 記事(通関業者用) 記事(荷主用) 通貨レート</p> <p>[税理記入欄]</p> <p style="text-align: center;">審査印 審査印 許可・承認年月日</p>	

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙様式M-313号 展示等申告控(つづき) &lt; I M P &gt;</p> <p>代表番号 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔵置場所 申告番号</p> <p>コンテナ番号</p> <p>デリバリーカー番号</p> <p>コンテナ本数</p> <p>配達場所</p> <p>実輸入者 住所 電話</p> <p>実輸出者 住所 電話</p> <p>展示先 併せ運送別[ ]</p>	(新設)



新旧対照表

新	旧
課税売上額 税率	課税売上数量
- 内国消費税等(3) 課税売上額 税率	種別 課税売上数量

新旧対照表

新		旧				
	別紙様式M-313号 展示等申告控(つづき) <IMP>	(新設)				
代表税番	申告種別	区分				
申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	貯置場所	申告番号
<欄>		品目番号		数量(1)		単価確認[ ]
品名		数量(2)		課税標準数量		
税表番号						
申告価格(CIF)						
関税率		特惠適用[ ]緊急開港税		輸入令別表		
		ベーシックPR按分率				
		ベーシックPR金額				
		原産地		使用区分[ ]運賃按分[ ]		
		欠減部余数量				
-内国消費税等(1)		種別				
課税標準額		課税標準数量				
税率						
-内国消費税等(2)		種別				
課税標準額		課税標準数量				
税率						
-内国消費税等(3)		種別				
課税標準額		課税標準数量				
税率						
-内国消費税等(4)		種別				
課税標準額		課税標準数量				
税率						
-内国消費税等(5)		種別				
課税標準額		課税標準数量				
税率						
-内国消費税等(6)		種別				
課税標準額		課税標準数量				
税率						